

滑動崩落防止施設について

【滑動崩落防止施設】

滑動崩落防止施設とは、平成 30（2018）年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により被害を受けた大曲並木 3 丁目地区において、再度の災害防止を目的に行う宅地耐震化推進事業により設置した施設（鉄筋挿入施設等）のことです。

この滑動崩落防止施設は、地区の安全性を確保するために設置した施設であり、将来にわたって保全していくことが必要なことから、事業者である北広島市と当該施設が設置されている土地所有者との間で、「滑動崩落防止施設の保全のための維持管理協定」を結んでおります。

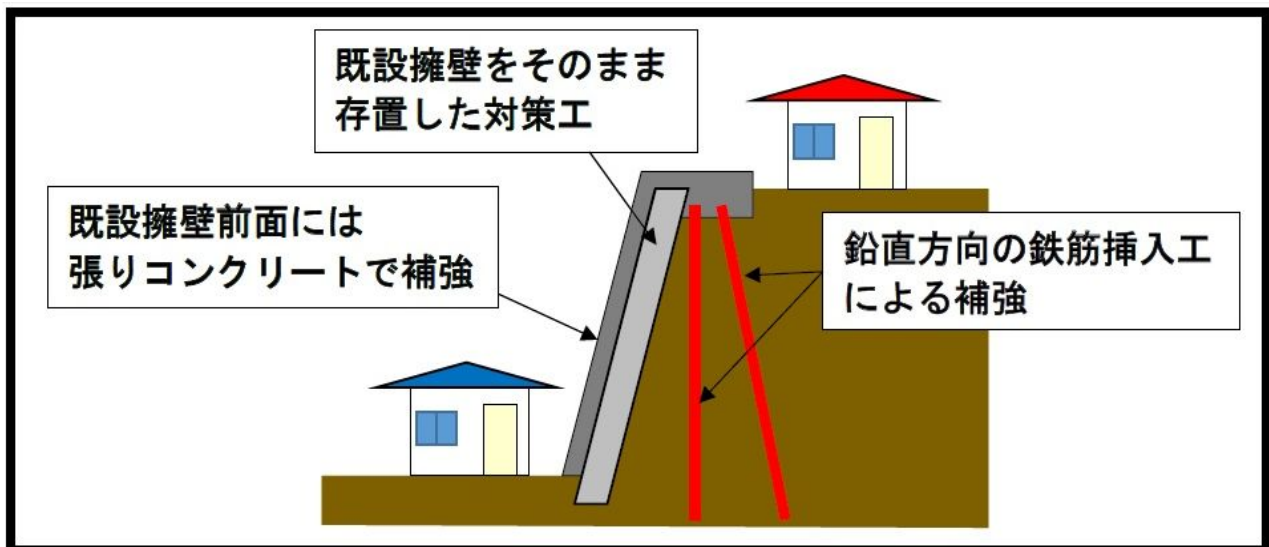
当該施設の近くでの建築物等の建設又は掘削等は、施設の機能を損なう可能性があります。工事等を行う場合は、事前に市と協議が必要です。

【滑動崩落防止施設の所有者等】

所有者：滑動崩落防止施設が設置されている土地の所有者

事業者：北広島市

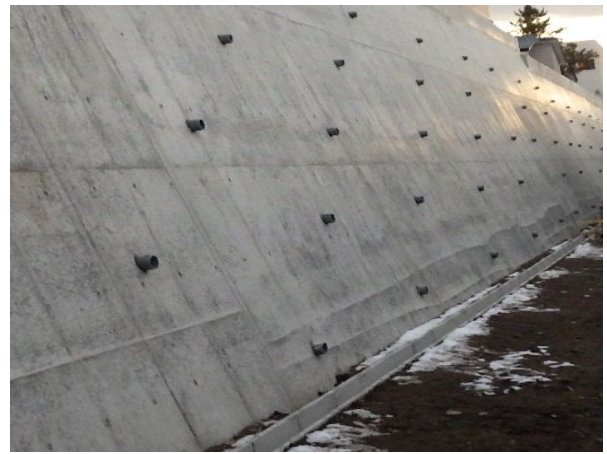
【工事施工イメージ図】



【滑動崩落防止施設の工事施工例】



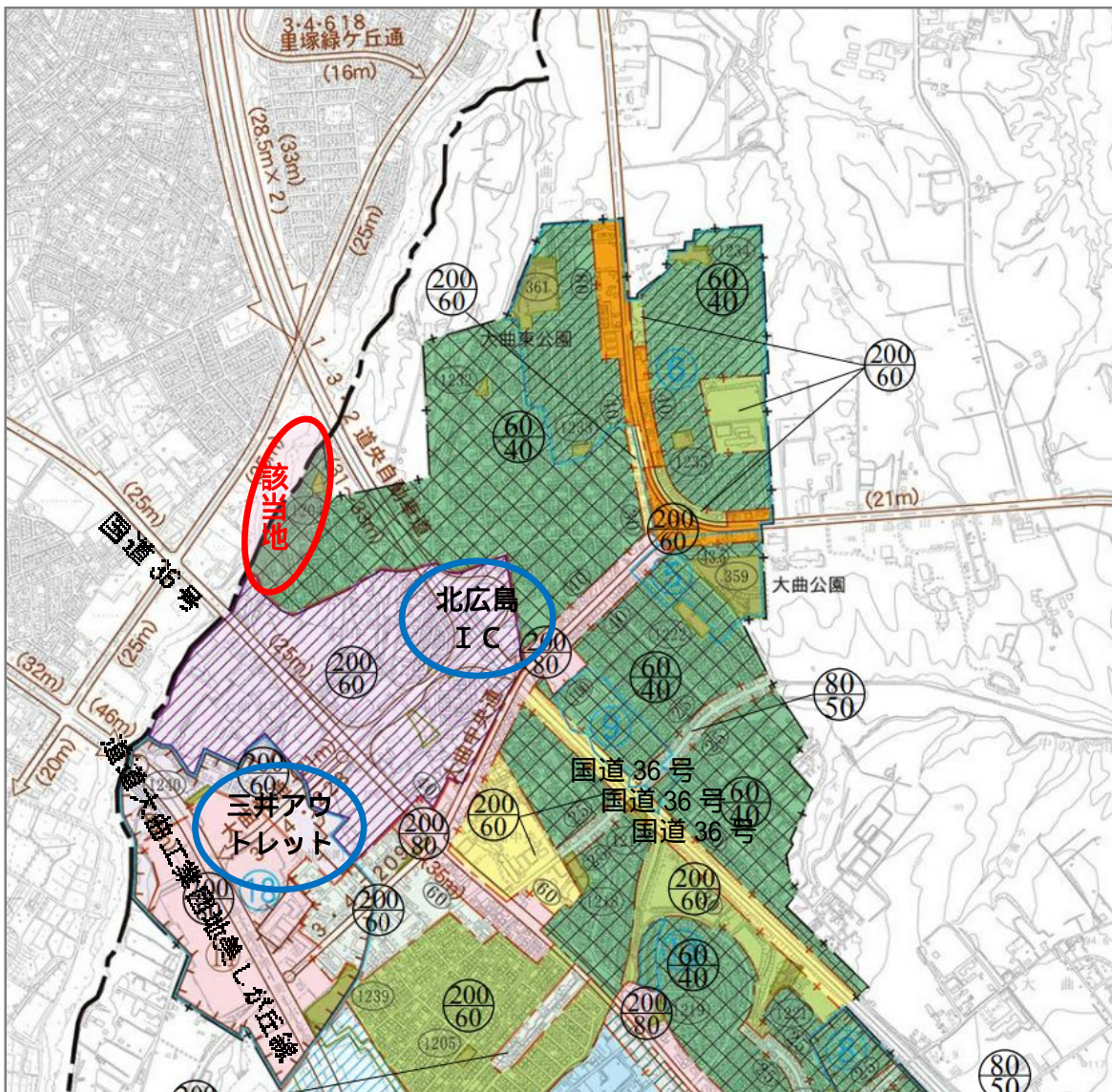
施工前



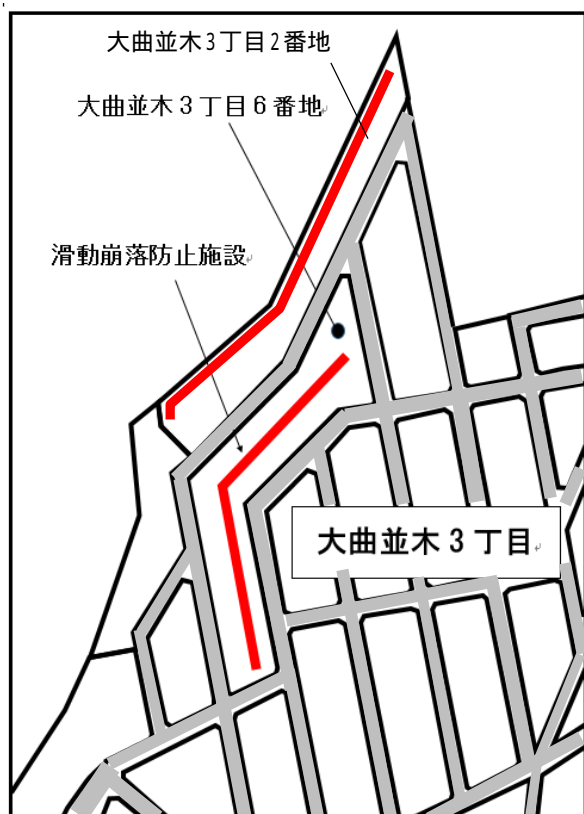
施工後

【滑動崩落防止施設が設置されている場所】

位置図



拡大図



【滑動崩落防止施設の保全のために】

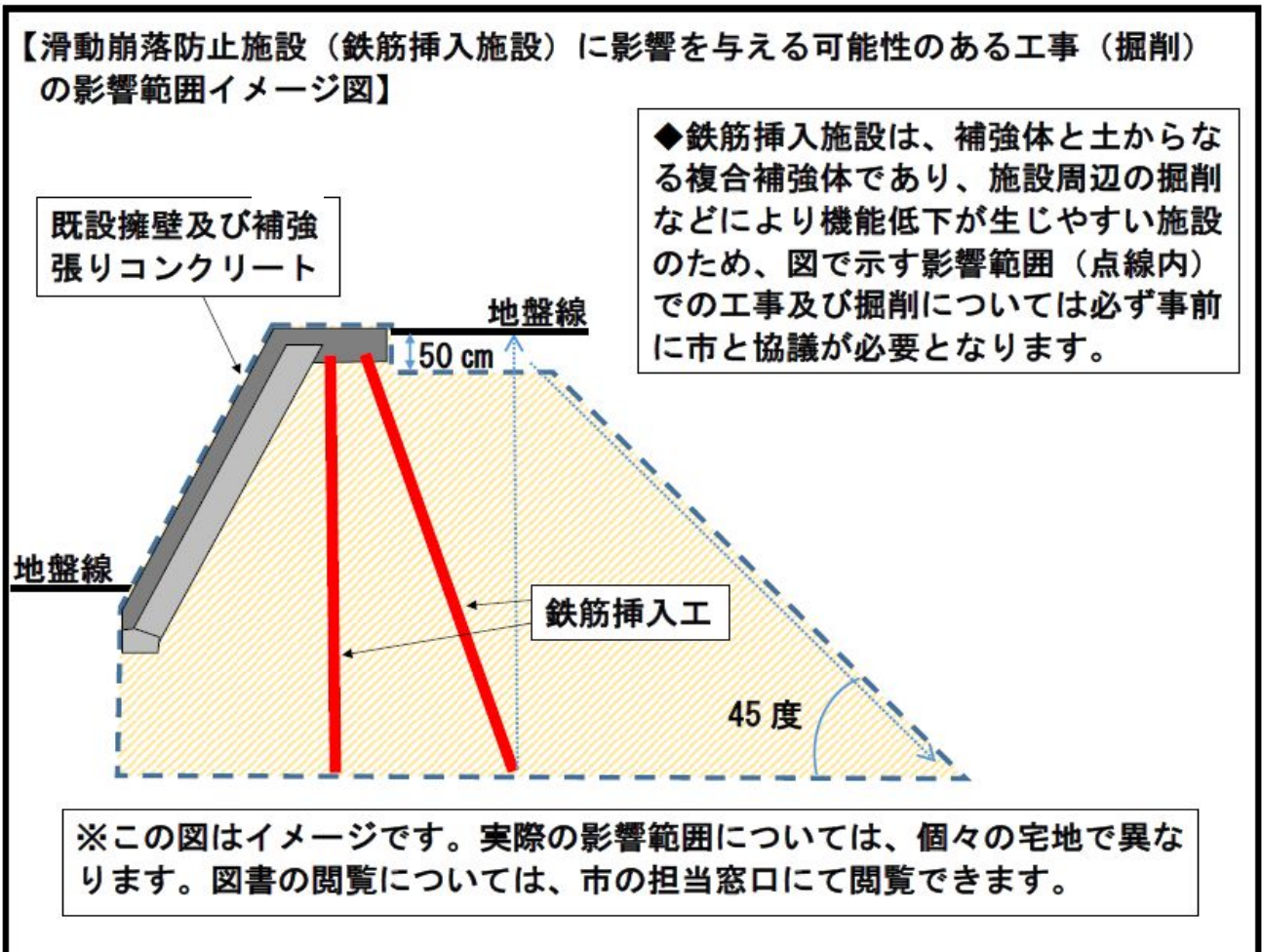
- (1) 当該施設を除去する工事又は影響を与える可能性のある工事をしないでください。
当該施設の周辺で工事をする場合は、事前に市と協議が必要です。工事の着手 30 日前までに所定の様式による届出をしてください。
- (2) 当該施設が設置された土地を、第三者に譲渡等する場合は、事前に市へ届出が必要です。
第三者に譲渡等する場合は、所有者は当該施設の保全に関する協定内容を承認させ、継承してください。

【該当地番】

大曲並木3丁目2番 13, 14, 17, 19, 20, 22~27, 30, 31
6番 18~21, 23~34, 40~43

【滑動崩落防止施設に影響を与える可能性のある工事について】

- (1) 当該施設の上における建築物の新築、改築又は増築
- (2) 当該施設の上における土地の掘削(地表から深さ 50 センチメートル未満の掘削であって当該施設を損傷しない行為を除く。)
- (3) 掘削した底面が、当該施設を地表面に水平投影した外周線のうち、掘削口に最も近い部分から掘削口の方向に水平面に対し下方に 45 度の角度で引いた線より深い位置となる土地の掘削(地表から深さ 50 センチメートル未満の掘削で当該施設を損傷しない行為を除く。)
- (4) 当該施設を損壊する行為



【滑動崩落防止施設の図書の閲覧】

当該施設の図書については、企画部都市計画課の窓口にて閲覧できます。

図書の閲覧を希望される方については、事前にお電話で担当課までご連絡ください。